

10 その他（会費・共同募金）

自治会に集金の協力をお願いしている会費や共同募金について紹介します。
 会費・共同募金の納付については、あくまでも任意となりますが、お寄せいただいた会費などは、皆さまの身近なサービス向上のために貴重な財源として活用されます。

令和8年度 会費・共同募金一覧

名称	金額（一世帯）	納期限
日本赤十字社会費	500円	7月31日(金)
袋井市社会福祉協議会会費	500円	7月31日(金)
赤い羽根共同募金	（目安額）240円程度	10月30日(金)
歳末たすけあい募金	（目安額）110円程度	12月10日(木)

10-1 日本赤十字社会費

(1) 概要

日本赤十字社が行う諸活動のための事業資金とします。

(2) 会費

一世帯あたり年額500円

※ 日本赤十字社は、会費（500円）を主たる財源としています。

※ 会費は、指定の振込用紙により、最寄りの金融機関でのお振込みにご協力をお願いします。

(3) 主な活用内容

災害救助活動、救助設備の整備、献血事業推進、救急法などの講習会、医療従事など



日本赤十字社静岡県支部袋井市地区事務局
 （しあわせ推進課社会福祉係）

☎44-3121 ✉shiwase@city.fukuroi.shizuoka.jp

10-2 袋井市社会福祉協議会会費

(1) 概要

袋井市社会福祉協議会では、市民の皆さんとともに「福祉のまちづくり」を推進しています。

地域福祉事業、高齢者や障がい者など要支援者への在宅福祉事業、全市民を対象とした福祉活動を行っています。

(2) 会費

一世帯あたり年額500円

※ 会費は、指定の振込用紙により、最寄りの金融機関でのお振込みにご協力をお願いします。

(3) 主な活用内容

地域福祉推進組織の活動支援、ふれあい広場の開催、心配ごと相談、福祉車両の貸出しなど

袋井市社会福祉協議会法人経営部門

☎42-7914 ✉csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

10-3 赤い羽根共同募金

(1) 概要

社会福祉法に基づき毎年10月1日から全国一斉に行われる地域福祉の推進を図るための募金活動です。社会福祉団体などの活動資金に充てられるほか、福祉教育の推進や災害時のボランティア支援などに活用されます。

(2) 募金額

一世帯あたり240円程度（目安額）

※ 募金は、指定の振込用紙により、最寄りの金融機関でのお振込みにご協力をお願いします。

(3) 主な活用内容

高齢者・障がい児・子育てサロンなどの活動費、福祉団体活動費、市内小中学校・高校の福祉教育実践校活動費、子どもの遊び場遊具の設置補助、災害・風水害被災者見舞金、災害ボランティアセンター活動支援費など

袋井市社会福祉協議会法人経営部門

☎42-7914 ✉csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

10-4 歳末たすけあい募金

(1) 概要

地域で暮らす誰もが安心して年末年始の時期を過ごすことができるよう、共同募金運動の一環として、市民の皆さんや事業所、福祉関係団体の協力のもと実施しています。

(2) 募金額

一世帯あたり110円程度（目安額）

※ 会費は、指定の振込用紙により、最寄りの金融機関でのお振込みにご協力をお願いします。

(3) 配分対象

「歳末たすけあい募金見舞金」として失業や低収入、病気、高齢者、多子、災害、事故などが原因で援助や支援を必要とする世帯に配分しています。（生活保護世帯は除く）

なお、配分額は、申請者数や申請者の家族構成、集まった募金額によって異なります。

袋井市社会福祉協議会法人経営部門

☎42-7914 ✉csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp